

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

沖縄県財政の歳入構造 : 『国と沖縄県の財政関係』の幻の一章(1)

著者	関口 浩
出版者	法政大学公共政策研究科 『公共政策志林』編集委員会
雑誌名	公共政策志林
巻	4
ページ	23-41
発行年	2016-03-24
URL	http://hdl.handle.net/10114/12466

沖縄県財政の歳入構造
— 『国と沖縄県の財政関係』 の幻の一章(1)—

関 口 浩

〈寄稿論文〉

沖縄県財政の歳入構造

—『国と沖縄県の財政関係』の幻の一章(1)—

関 口 浩

1. 地方財政とその歳入構造

1.1 地方財政の捉え方

財政は政府の経済活動であるが、より具体的には政府が公共需要を充足するために必要な収入を獲得し、管理し、支出する行為といえる。そして地方財政は、このような行為について、特に地方政府ないし地方団体に重点を置いたものである。「財政ないし財政学」は、その英語での呼称が“Public Finance”（公的資金調達）と今日までいい続けられているが、財政学の生成期にはまさに収入の側面に力点が置かれていた。けれども、時代とともに予算、支出面をも幅広く包括するものとなり現在に至っている¹。

そのため今日、財政を考えるときには単に収入面だけでなく支出面をも包括することは当然であるが、『国と沖縄県の財政関係』別章で支出面を論じているので、本稿では特に収入面に絞った考察を行う。後述のように、他府県と比較して沖縄県財政は極めて効率的な運営がされているが、沖縄県財政の収入面にそれがどのようにあらわれているかをみていくのが本稿の課題といえる。

沖縄県財政の歳入構造を具体的に考察するにあたって、単に沖縄県財政のみに特化したミクロ的な見方に拘泥していることも多い²。しかし、ミクロ的視点にあまり力点を置くと、沖縄県財政が置かれている状況を的確につかむことができなくなり沖縄県財政の特性を解明することはできない。またマクロ的視点からの分析にあたっては、分析の視点を明らかにしなければならない。

わが国の地方財政全体といった場合、それは何をもって「わが国の地方財政」とするかを明らかにしなければならないからである。表1は2013（平成25）年度の地方財政全体の歳入（決算）をみたものである。ただしこれをみて地方財政の全貌が捉えられたと考えることはできない。わが国の地方財政（本稿では特に都道府県）をマクロ的にとらえようとする場合にはしばしば平均をみる場合が多い。しかし、平均をみることによってすべての地域における財政の実情を正確にとらえたとはいえず、あくまでも平均値としてという注釈つきの話になってしまう。そして地方財政をマクロでみると、それを構成する地方団体の個々の事情が多くなればなるほど、掘り下げてくみ取り切れないからである。だからといってミクロですべてを把握しようとする、わが国では平成の大合併で地方団体数は市町村数がかなり減少したとはいえ、都道府県・市町村で2千程度の事例をみなければならなくなる。

そこで、わが国の一地方である沖縄県財政の立ち位置を明らかにする場合、沖縄県財政がわが国の地方財政の中でどのような地位を占めているのかをみるために、地方財政全体（都道府県あるいは市町村、もしくは都道府県・市町村純計）の平均でみるとともに、類似県との比較でどのような立場にあるのかをマクロ的な視点から客観的に考究をしなければならない。そのうえで沖縄県財政に内在する事柄をミクロ的視点からみて、これらを考え併せていく手法が不可欠であるといえる。このような手続きを積み重ねることで、わが国地方財政の中での沖縄県財政の実際と特性を明らかにすることが可能となろう。

そこで本稿では、全国47都道府県平均とともに、

表1 2013（平成25）年度都道府県決算の概況

（単位：百万円）

	財政力指数	歳入総額	地方税		地方交付税		国庫支出金	地方債				
			歳入総額に占める割合	歳入総額に占める割合	歳入総額に占める割合	歳入総額に占める割合						
愛知県	B ₁	0.92681	2,174,818	997,618	45.9	66,483	3.1	227,009	10.4	393,266	18.1	
神奈川県		0.91340	1,909,417	1,059,233	55.5	62,867	3.3	183,496	9.6	301,730	15.8	
千葉県		0.75485	1,641,397	672,677	41.0	167,039	10.2	189,726	11.6	235,724	14.4	
埼玉県		0.74636	1,641,302	724,134	44.1	188,411	11.5	176,691	10.8	302,461	18.4	
大阪府		0.72787	2,827,457	1,044,209	36.9	284,449	10.1	271,124	9.6	396,079	14.0	
静岡県	B ₂	0.68362	1,160,832	453,521	39.1	155,506	13.4	147,882	12.7	201,396	17.3	
茨城県		0.60690	1,099,143	336,149	30.6	189,303	17.2	155,414	14.1	171,986	15.6	
兵庫県		0.59521	2,077,143	591,530	28.5	305,459	14.7	227,228	10.9	345,673	16.6	
福岡県		0.58133	1,653,444	521,461	31.5	280,274	17.0	241,877	14.6	256,767	15.5	
栃木県		0.57360	762,899	235,507	30.9	128,667	16.9	102,491	13.4	98,157	12.9	
群馬県		0.56379	755,662	219,213	29.0	132,315	17.5	112,032	14.8	111,316	14.7	
広島県		0.55590	922,381	308,658	33.5	186,758	20.2	120,635	13.1	161,098	17.5	
三重県		0.55413	696,059	216,303	31.1	136,462	19.6	101,140	14.5	129,105	18.5	
京都府		0.54959	938,416	267,774	28.5	173,932	18.5	111,748	11.9	164,824	17.6	
滋賀県		0.52731	509,656	151,946	29.8	113,443	22.3	63,023	12.4	84,342	16.5	
宮城県		0.52562	1,690,441	266,348	15.8	261,905	15.5	348,948	20.6	102,247	6.0	
岐阜県		C	0.49879	784,411	218,875	27.9	170,088	21.7	120,782	15.4	129,133	16.5
岡山県	0.47525		720,211	200,691	27.9	169,230	23.5	86,552	12.0	103,526	14.4	
長野県	0.44393		847,835	219,793	25.9	218,845	25.8	125,057	14.8	125,703	14.8	
石川県	0.43608		572,744	130,912	22.9	132,159	23.1	95,086	16.6	105,712	18.5	
福島県	0.43410		1,943,119	214,130	11.0	262,971	13.5	570,669	29.4	142,357	7.3	
香川県	0.43260		436,380	110,731	25.4	113,009	25.9	51,588	11.8	59,081	13.5	
富山県	0.42943		551,731	121,597	22.0	131,372	23.8	82,705	15.0	88,671	16.1	
山口県	0.39886		688,066	148,636	21.6	174,356	25.3	96,108	14.0	105,780	15.4	
新潟県	D	0.39822	1,178,017	244,601	20.8	279,259	23.7	219,200	18.6	192,858	16.4	
奈良県		0.39671	486,186	121,249	24.9	147,759	30.4	81,101	16.7	76,006	15.6	
愛媛県		0.38951	630,793	133,718	21.2	168,843	26.8	92,129	14.6	91,464	14.5	
北海道		0.38903	2,476,174	554,178	22.4	680,878	27.5	412,004	16.6	373,535	15.1	
山梨県		0.37267	511,145	92,514	18.1	132,390	25.9	82,990	16.2	79,978	15.6	
福井県		0.36620	469,734	97,155	20.7	130,766	27.8	87,753	18.7	65,411	13.9	
熊本県		0.36218	822,652	156,263	19.0	216,649	26.3	177,646	21.6	117,438	14.3	
大分県		0.33728	595,975	108,193	18.2	173,556	29.1	112,365	18.9	84,030	14.1	
山形県		0.31665	605,023	104,544	17.3	181,090	29.9	89,932	14.9	80,785	13.4	
青森県		0.30913	747,333	135,733	18.2	226,423	30.3	128,772	17.2	104,740	14.0	
佐賀県		0.30663	451,419	80,324	17.8	144,862	32.1	74,434	16.5	61,756	13.7	
岩手県		0.30344	1,159,584	124,914	10.8	270,006	23.3	219,166	18.9	93,871	8.1	
和歌山県		E	0.29912	597,882	89,210	14.9	163,593	27.4	109,251	18.3	93,785	15.7
宮崎県			0.29888	609,025	95,068	15.6	185,146	30.4	105,631	17.3	76,680	12.6
長崎県			0.29847	705,138	111,527	15.8	218,404	31.0	128,163	18.2	99,904	14.2
鹿児島県	0.29847		828,730	138,256	16.7	270,892	32.7	169,990	20.5	125,749	15.2	
徳島県	0.29367		509,492	80,225	15.7	150,594	29.6	71,964	14.1	57,708	11.3	
沖縄県	0.28855		712,108	104,502	14.7	208,579	29.3	241,261	33.9	62,233	8.7	
秋田県	0.27257		645,325	93,159	14.4	197,478	30.6	85,772	13.3	82,201	12.7	
鳥取県	0.24074		359,851	52,316	14.5	138,031	38.4	59,751	16.6	49,605	13.8	
高知県	0.22891		468,235	61,889	13.2	174,299	37.2	84,541	18.1	77,375	16.5	
島根県	0.22401		542,667	63,794	11.8	184,091	33.9	89,491	16.5	80,187	14.8	
東京都	F	0.87052	6,455,165	4,534,214	70.2	-	-	410,106	6.4	237,586	3.7	
合計		0.46370	51,572,618	16,809,190	32.6	8,848,887	17.2	7,342,426	14.2	6,781,018	13.1	

【出所】総務省編『平成25年度都道府県決算状況調査』から作成。

沖縄県と財政構造が比較的類似している財政力指数Eグループの平均および個別データをみながら、沖縄県の立ち位置を明らかにしていくこととする。なお、本稿で用いる財政力指数Eグループとは財政力指数により地方公共団体を区分した場合、沖縄県と財政状況が類似している、財政力指数が0.3未満の県（2013〔平成25〕年度は島根県、高知県、鳥取県、秋田県、沖縄県、徳島県、鹿児島県、長崎県、宮崎県、和歌山県の10県であり、2012〔平成24〕年度はこれらに岩手県を加えた11県）を意味している³。

1.2 地方歳入の特性

アメリカの財政学者でメリーランド大学教授のオーツ（Wallance E. Oates）が論じた分権主義的財政論によると、地方財政の主要な機能は資源配分機能であるとされる。しかし、このオーツの地方財政機能論には内在的批判論が存在する。こうしたオーツの地方財政機能論とその内在的批判論を踏まえたうえで、地方財政の役割を大枠で掴むと、地方公共財の提供が最もその機能を発揮できる部門とひとまずいってよかろう。公共財は、かつてアメリカの経済学者サミュエルソン（Paul A. Samuelson）⁴が述べたように不可分性の性質を帯びているために、公共財からの個々の便益に応じた費用負担を求めることが困難である。けれども、ドイツ正統派財政学の全盛期を牽引した財政学者アドルフ・ワグナー（Adolph Wagner）が地方税について述べたように、地方団体の提供する公共財は、国が提供するものと比べて、公共財の便益の及ぶ範囲が狭小であり、需要と供給の一致したところで市場が形成されるとする市場経済に準じた形で受益に応じた負担を求める余地が国との比較で相対的に大きいと、大略であれば、みてよかろう。また現実世界での完全実施の是非は別にして、地方公共財はその便益の及ぶ地域の住民の選好によって供給され、その住民によって費用負担されることにより、効率的な資源配分が達成されるというのが経済学の理論が教えるところである⁵。そのため、非現実性を多分に含んでいるが、政策のための一つの基準となるべき、効率的な資

源配分をもたらすためには、各地方団体はその便益がその行政区域にとどまるサービスを提供し、その費用負担を地域内の受益者に求めることが理論的に求められる、といえよう。

こうした観点から、地方歳入に適合するものを考えてみると以下のようなになる。

①**利益原則に基づく負担を考慮した収入** 今日
の財政における財源調達で、その負担配分にあたり、負担能力原則に重きが置かれるべきあるいは適用されるべきであるということは地方歳入においても無視し得ない支柱といえる。オーツによる地方財政機能論では、マズグレイブ（Richard A. Musgrave）のいう財政の三機能の中で、所得再分配機能は地方政府には馴染みにくいとするものの、その機能が全くないわけではない。また所得再分配は租税によりを果たされる比重が高いことから、この機能を開放経済である地方財政も全く無視するわけにはいかないのである。けれども、前述のような特性が地方公共財にあるとすると、地方住民が受け取る公共サービスに対しては、利益原則に基づいた負担による財源調達の余地が国との比較でその管轄区域が狭いことから、地方歳入には大きくなるといえる。そもそも財政を運営するにあたっては古くから「量出制入」の原則によるべきとされていた。つまり「出るを量^いつて入るを制^いす」とは、初めに国民ないし住民に対する公共サービスを決定してからそれを見合うべき金額を獲得すべく収入を制御せよというものである。そして前述のごとく、地方の公共サービスは国家の公共サービスと比べて、市場経済原理に準じた形で給付反対給付の関係を相対的に認識されやすいとされる。このような観点に立った地方歳入には、手数料・使用料、負担金・分担金、財産収入、公営企業の料金収入などがあり、それらの歳入に占める割合が、国家予算との比較で、大きくなる傾向があるといえる。また政府の財源調達の支柱である租税負担についても、現代経済では基本的には能力原則に立脚した負担を求められるのである。このことは地方税についてもあてはまる。しかし、地方税には国税との比較で、利益原則に基づいた負担

が、その受益負担関係から考慮する余地が大きいといえ、こうした観点からであるが、利益原則に基づいた課税の正当化が国税との比較で、しやすいといえるのである。

②**租税と手数料の性格の混在した収入** 地方歳入にはこのほか、井藤半彌教授が財政の本質的特徴とした強制獲得経済の側面を色濃く示す租税と、受益に応じた負担となる手数料の性格の混在した収入がある。例えば、保育所保育料の場合、その負担は基本的に保育に欠ける児童の保護者の市町村民税課税所得に応じた料金設定がなされている。これは保育サービスについては保育所利用の対価として保育料負担を求めるものの、受益者である保育に欠ける児童及びその保護者の負担能力を加味して、負担能力の低い受益者であればあるほど税収で補填し、基本的に保育料全額負担の受益者と同一の保育サービスを提供する仕組みになっている。こうした手数料ないし料金収入と租税収入を混在させた負担が考えられるのである。

③政府ないし団体からの財政移転としての収入

地方の財源として利用料、当該地域の納税者の負担した租税のほか、一般補助金又は特定補助金を通じて、国内全域の納税者の負担した租税等が間接的に充当されることもある。例えば、租税を充当し市場で供給されるよりも安価に設定されている市立体育館の使用料には、居住者と非居住者に差が設けられていることがしばしばある。これは当該地方公共財の財源として、地方税が充当される場合、受益と負担を考慮すると、当該地域の納税者の税収を充てることで当該地域住民の負担がなされることになる。けれどもそれは、当該地域に納税していない者の負担はないということになる。地域外の住民の負担と受益の関係がそのままでは断たれてしまうからである。そのため、非居住者については利用料を増すことで応分の負担を求める必要が出てくるのである。しかし、この地方財源の一部に、国庫補助・負担金（国庫支出金）や地方交付税を充当すると、国内全域の納税者の負担した租税が投入される結果となり、非居住者の負担が間接的になされることとなり、地域外の

者への便益の拡散分を補完することになる。その補完が適切になされる場合には、居住者と非居住者の料金の差別化をする必要がなくなるかもしれない。このように、とりわけ受益と負担の観点からみた場合、開放経済である地方においては、地方公共財からの受益が必ずしもその域内住民である負担者にのみ帰着するとは考えられない。こうした場合、補助金により上位政府ないし団体に集められた資金が回ってくることにより、地方公共財の受益と負担が実態に近づくこととなる。しかし、このような補助金は、地方自治の財政的側面といえる、財政需要を自主財源のみで賄うとする財政の独立⁶の精神とは相対立するものとなってしまふ問題が常につきまとう。特にわが国の現実問題を考慮した場合、現行の地方の歳入構造では、地方団体独力では十分な収入をもたらさないことが多いのである。そのため、収入の十分性の観点から、補助金が不可欠になると指摘され、これにより、地方公共財の適正な供給を維持できるとする根拠も導き出せるのである。

その他の地方歳入の特性も考えられるが、本稿では以上3つにとどめておく。

2. 財源調達面からみた地方財源

2.1 自主財源と依存財源

地方財源は表1のように示されているほか、多様な歳入項目がある。それらを分類する際には、財源調達の側面と財源の使途面の2つの側面により行うことが一般的である。そこで本節ではまず、財源調達からみた地方財源について考えてみたい。

地方団体の財源がいかに調達されたかという側面からみると、自主財源・依存財源に分類される。自主財源とは、地方団体自らが賦課・徴収する財源であり、依存財源とは上位政府ないし団体から交付・割り当てられる財源とされるのが一般的である。憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」としているが、憲法では具体的には地方自治の本旨について言及していない。

これについては一般に、地方自治の本来のあり方として団体自治と住民自治の2つの原則が憲法規範としての地方自治の本旨と解釈されている。そして、これと区別すべき理念的な地方自治の本旨があるとされ、それは団体自治の原則から事務の拡大、自主財源の確立、国の関与の縮小等を、また住民自治の原則から住民の直接請求等を導くものとされてきた。このような理念的な地方自治の本旨からもわかるように、地方自治の実現を財政の側面から支えるためには各地方公共団体について自主財源の確立、すなわち「財政の独立」が要請されるのである。財源のこうした区分について、自主財源を財政の自力本願とよび、依存財源のような財政の他力本願と区分する論者⁷もいる。こうした表現を使えば、地方自治の実現のためには財政の自力本願が望まれるといえるのである。

2.2 財政の自力本願である自主財源の現状

まず自主財源は、2013（平成25）年度決算の地方（都道府県・市町村）純計で、地方税が35.0%（前年度34.5%）と自主財源の支柱となっており、続いて分担金・負担金が0.6%（前年度同）、使用料・手数料が2.4%（前年度2.0%）のほか、財産収入、寄付金などが、それを補完する形がマクロ的にみた

姿である。

表2-1は財政力指数Eグループについて、人口一人当たりの各県歳入総額に占める人口一人当たり自主財源等の状況を示したものである。まず後述の依存財源も含めた各県の歳入総額の傾向をみると、全国平均を100とした場合、沖縄県を含む財政力指数Eグループの平均は148.8（前年度は151.9）と全国平均を上回る数値を示している。沖縄県は全国平均を100とした場合、122.4（前年度は121.9）であり、鹿児島県の121.2（前年度は121.0）、長崎県の123.3（前年度は121.0）等とともに財政力指数Eグループの県の中では最低値を示している。財政力指数Eグループの数値を引き上げているのは、岩手県の220.2（前年度は244.5）と、島根県の190.0（前年度は198.1）である。これらの県の歳入総額の全国=100とした指標を上げているのは、諸収入に分類される項目が飛びぬけて高いことが原因の一つといえる。その要因を取り除くと、財政力指数Eグループの県の歳入総額には大きな差はみられず、しばしば指摘されるように人口一人当たり換算した歳入総額は主として財政移転により、これらの県では全国平均よりも高い値を示しているのである。

続いて、地方税⁸を除いた歳入項目についてみて

表2-1 人口一人当たり歳入に占める人口一人当たり自主財源の状況（平成25年度）

（単位：円、%）

	歳入総額		自主財源								
	総額/人口	全国=100	地方税			その他の自主財源					
			総額/人口	歳入構成比	全国=100	総額/人口	歳入構成比	全国=100	総額/人口	歳入構成比	全国=100
岩手県	884,256	220.2	263,876	29.8	147.6	95,255	10.8	72.8	168,621	19.1	351.8
和歌山県	590,655	147.1	204,286	34.6	114.3	88,131	14.9	67.3	116,154	19.7	242.4
宮崎県	533,070	132.8	140,208	26.3	78.4	83,212	15.6	63.6	56,996	10.7	118.9
鹿児島県	486,594	121.2	102,460	21.1	57.3	81,178	16.7	62.0	21,282	4.4	44.4
長崎県	494,996	123.3	123,670	25.0	69.2	78,290	15.8	59.8	45,379	9.2	94.7
徳島県	651,240	162.2	192,746	29.6	107.8	102,545	15.7	78.4	90,201	13.9	188.2
沖縄県	491,666	122.4	98,997	20.1	55.4	72,152	14.7	55.1	26,845	5.5	56.0
秋田県	602,980	150.2	201,734	33.5	112.8	87,046	14.4	66.5	114,688	19.0	239.3
鳥取県	612,965	152.7	118,012	19.3	66.0	89,114	14.5	68.1	28,897	4.7	60.3
高知県	620,775	154.6	117,704	19.0	65.8	82,050	13.2	62.7	35,654	5.7	74.4
島根県	762,854	190.0	198,479	26.0	111.0	89,679	11.8	68.5	108,800	14.3	227.0
Eグループ	597,456	148.8	156,772	26.2	87.7	84,944	14.2	64.9	71,828	12.0	149.9
全国	401,536	100.0	178,798	44.5	100.0	130,874	32.6	100.0	47,925	11.9	100.0

【出所】総務省編『平成25年度都道府県決算状況調』、『平成25年度都道府県財政指数表』から作成。

（注）人口は平成26年1月1日現在住民基本台帳登録人口で示してある。

おきたい。①財産収入とは地方公共団体が有する財産を貸し付け、私権（私法上有する権利）を設定し出資し、また売り払いしたことによって生じる現金収入のことである。なお、私権を設定するのは財産収入の原因となる地方団体の行為が自由、対等の私人間の法律関係を規制する法である私法上の行為となるからとされる。そして、財産収入は予算上、「項」の区分に（ア）財産運用収入と（イ）財産売払収入とに分けられる。（ア）財産運用収入は、所有ないし管理財産を他人に対して使用収益させてその対価として受け取る賃貸料、利息、配当金等の収入金とされる。また、（イ）財産売払収入は、所有財産ないし管理財産を失うことによる現金収入である。今日でも財産収入の地方歳入に占める割合はかなり低いのが一般的であるが、明治から戦前にかけての地方財政では、現実には多くの地方団体で実現困難であったものの、原則的にはこの財産収入を地方の主要財源とすることを求めていた⁹。これは地方歳入が一側面として、「素朴な地方自治」を支える財源としては財産収入を財源とする江戸時代以前から続いてきた自然村での原則を受け継いだものと考えられている。もちろん、明治政府にとっては国家財政の確立に手いっぱいであり、地方財源までを顧みる余裕がなかった等、他の側面の考察も不可欠である。②分担金・負担金の区分は用語の意味が必ずしも明確ではなく、法令上も混同して用いられている場合が多いとされるが、受益者負担の概念に基づくものを指していることは確かである。しかし、この受益者負担の概念も極めて多種多様であり、さまざまな学説がある。（ア）分担金は、特定事業の経費に充当するためにその利益を受ける者に対して、受益を限度として各地方団体の条例により徴収するといった趣旨が地方自治法第 227 条には規定されている。例えば、地方団体管理の林道使用に際して、林道分担金などがあつたりする。また（イ）負担金は、一定事業の経費の全部または一部に充当するために特別の利益関係者が受益を限度として各地方団体の条例により徴収するものとされている。③根拠法令による区分で（i）地方自治法第 27 条による

ものと（ii）関係法律によるものという区分と、④内容による区分として、事業により特に利益を受ける者に課す（i）受益者負担金、特定の者の行為により公共施設等を整備する必要が生じた際に原因者ないし損傷者にその費用を負担させる（ii）原因者負担金、（iii）損傷者負担金という区分がある。③使用料・手数料は、地方団体から特定の者が何らかの便益を受けることに着目して、その事務経費の全部または一部を応益的に負担させようとするものである。そのうち、（ア）使用料は、許可を受けての行政財産の使用または公の施設の利用に対して徴収されるものであり、地方自治法第 225 条に規定されている。例えば民生使用料として公民館使用料、市民会館使用料が、また教育使用料として公立高等学校授業料があつたりする。（イ）手数料は、地方団体の事務で特定者に対して行うものに対して徴収されるものであり、地方自治法第 227 条に規定されている。例えば総務使用料として戸籍手数料、住民基本台帳手数料、印鑑証明手数料などがある。④寄付金は当該地方団体以外の者から受ける金銭の無償譲渡とのことであり、（ア）用途を特定されないものは一般寄付金、（イ）用途を特定されたものを特定寄付金と区分している。なお一般財源、特定財源については後述するが、一般寄付金は一般財源であり、特定寄付金は特定財源である。寄付金について予算上は目の区分で、民生費寄付金、教育費寄付金のようにして、目の上の区分にある歳出の款に合わせる形となる。なお、2009（平成 21）年度から導入されたふるさと納税制度は、この寄付金を使ったものである。

依存財源には、2013（平成 25）年度決算の地方（都道府県・市町村）純計で、地方交付税は 17.4%（前年度 18.3%）、地方譲与税は 2.5%（前年度 2.3%）、国庫支出金は 16.3%（前年度 15.5%）、地方債は 12.2%（前年度 12.4%）などが分類されるのが一般的である。この区分は、戦後の税財政制度に大きな影響を与えたシャウプ勧告でも基本的に立脚している通説とみてよいが、地方団体が自ら課税に参加でき、税務行政の責任を明確化でき、納税者の自治的関心を強化するような体制が好ましいとするもので

ある。すなわち、財源調達の手法が地方自治の発展に資するか否かの強弱に基づいて、地方団体自ら賦課徴収するか否かを基準とするものである。

これに対して、恒松制治教授はやや異なった分類ができるとし、その基準を提示されている。それによると、現行の地方税財政制度が所与である場合、地方団体自ら賦課徴収するか否かを含めて、地方団体がその地域経済の構造や発展のために所与の制度の下で自律的に確保した地方財源を自主的財源として認識すべきとする基準である。これによれば、付加税や地方交付税は制度的に中央政府の財源に寄生したり補助交付されたりするが、それは中央・地方政府の税源配分手法上の問題であり、それが直ちに地方自治の存立にかかわる問題にはならない。従って、実質的に収入が地方団体に分けられるのであるから、自主的財源とみなすことができるとするものである。そしてこの恒松基準に立脚すると、地方債も将来的には地方団体がその経済力によって償還していくものであるため、依存財源とはいえないとする。この恒松教授による基準はやや異端にもみえるが、その改革が意外に困難を極める現行の地方税財政制度を前提とした場合、理念的に求められている「財政の独立」に基づく自主財源の増収のいっそうの実現はマクロ的には極めて難しい。恒松基準を採用すれば、例えば現行の地方交付税制度でしばしば指摘されるモラル・ハザード問題を解決する糸口が見いだせる可能性を秘めているとも考えられる。現行制度の改革が遅々としている場合、過度に理念にしがみついているのではなく、こうした基準の採用も検討に値するといえよう。

2.3 自主財源としての地方税の意義

表1で2013（平成25）年度の財政状況を都道府県段階の全国平均でみると、自主財源である地方税は32.6%であり、いわゆる「三割自治」の状態にある。そして財政力指数Eグループでは表2-1から14.2%と「一割自治」ないし「二割自治」であることがわかる。戦後、憲法に地方自治が明記され民主化が進み、「民主的」地方自治が確立したと

する見解があるが、財政をみる限り、とりわけ財政力指数Eグループにあっては現在に至ってもなお民主的地方自治には程遠い状況になっているのである。この民主的地方自治を追い求めて、平成前後から地方分権が声高に叫ばれるようになり久しい。けれども、そこで各人の論じられている分権の度合いを考えたときには、論者によってその意図する程度にかなりの差がみられ、財政が向かっていこうとする分権の終着点にもかなりの違いがあるといえよう¹⁰。それでもほとんどの論者に共通することは日本国憲法に規定されている「地方自治」を実現することを各論者なりに解釈して、追求していることは間違いない。地方自治を財政の側面から考えた場合、自らの意思でその地域の政策を立案し、自らがそれを実行していくためには、財源を自らの力で集める必要がある。すなわち、財政の自力本願である。そして、そのような要素を最も強く含んでいる財源は地方税であろう。

この考え方によれば、各都道府県の歳入総額に占める地方税の割合が多いほど、一般的に捉えられている地方自治の精神に見合う財源が得られたと、とりあえずみてよい。そのような観点でみると、2013（平成25）年度の歳入決算では、表1のように、東京都の70.2%（前年度61.4%）が最大であり、岩手県の10.8%（前年度8.9%）が最低である。全国平均は32.6%（前年度28.0%）であり、いわゆる三割自治の数値を示している。しかし、沖縄県は14.7%（前年度13.5%）であり、最低である岩手県に近い数値を示している。したがって、一般に三割自治といわれる傾向は沖縄県には当てはまらないことがわかる。沖縄県はいわば、二割自治ないし一割自治とみてよい。つまり、地方自治を叫んだとしてもこの基準に従えば、現状では一割程度しかその実現がなされていないということになる。

沖縄県のように一割自治ないし二割自治といえる県も表1には掲げられており、それらは財政指標の一つである財政力指数と相関がみられる。こうした県は表1の下段になると多くなってくるが、本稿でいう財政力指数Eグループの県はその典型である。これらを比較してみると、歳入総額に占

める地方税の割合は、岩手県が10.8%（前年度8.9%）、島根県が11.8%（前年度10.3%）、高知県が13.2%（前年度12.1%）、秋田県が14.4%（前年度12.7%）、鳥取県が14.5%（前年度12.9%）、和歌山県が14.9%（前年度13.1%）、宮崎県が15.6%（前年度14.9%）、徳島県が15.7%（前年度14.4%）、長崎県が15.8%（前年度14.1%）、鹿児島県が16.7%（前年度15.2%）であり、前述のとおり沖縄県は14.7%である。この財政力指数Eグループの中で、沖縄県はその中ではほぼ中位に位置していることがわかり、一割自治と二割自治のほぼ間にあるといえる。沖縄県財政はわが国全体でみたとき、財政が支える自治の程度は、この指標からみた場合、最下位とはいえないが、芳しい状況にあるとはいえないことがわかるのである。

2.4 自主財源の人口一人当たり金額ベースと歳入構成比の非対応関係の意味——沖縄県における僅かながらの相対的「財政の自立」の存在——

表2-1には、人口一人当たり歳入総額に占める人口一人当たり自主財源の状況が示されているが、自主財源と依存財源の区分に絶対的な基準が存在しているわけではないことや、仮に通説として、一般に用いられる自主財源と依存財源の区分の基準で細部に入り込んだ区分するとなるとかなり技術を必要とする問題が生ずる。そこで必ずしも厳密な意味での自主財源とはいいい切れないとの批判もあるが、本稿では多くの財政分析でなされるように、自主財源を地方税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、諸収入とし、それ以外を自動的に特定財源ということにする。そのうえで、人口一人当たり自主財源の人口一人当たり歳入総額に占める割合をみると、全国が44.5%（前年度41.3%）であるのに対して、財政力指数Eグループ全体では26.2%（前年度24.6%）と全国平均の6割弱であることがわかる。しかしミクロ的に沖縄県や、あるいはやや広げて財政力指数Eグループ各県についてみた場合、必ずしも全国平均の話と同じ水準でするわけにはいかないこととなるのである。

自主財源について人口一人当たりの金額ベースでみると、全国を100とした場合、財政力指数Eグループでは87.7（前年度90.6）を示している。そして岩手県が147.6（前年度147.8）、和歌山県が114.3（前年度107.7）、秋田県が112.8（前年度122.2）、島根県が、111.0（前年度125.1）であるのに対して、沖縄県は55.4（前年度57.3）と、鹿児島県の57.3（前年度58.3）とともにかなり低い値になっている。こうした人口一人当たりの自主財源金額が低いことがこれまでしばしば沖縄県の財政力が低いといわれてきた淵源であるといつてよい。ところが各歳入項目について人口一人当たりの金額を人口一人当たり歳入総額に占める割合でみてみると、事情がやや異なってくるのである。人口一人当たりの自主財源の人口一人当たり歳入総額に占める割合は全国平均が44.5%（前年度41.3%）である。そして財政力指数Eグループ平均では金額ベースでは全国=100に対して87.7（前年度90.6）で、歳入構成比は25.6%（前年度24.6%）であり、これまでの考え方と比べてそれほど目新しいところはない。ところが人口一人当たり自主財源額が金額ベースで比較的低い県でみると、全国=100の指標に対して沖縄県は55.4（前年度57.3）であったものが、歳入構成比では、20.1%（前年度19.4%）となっている。そして、金額ベースでは沖縄県よりもやや高い、全国=100に対して66.0（前年度67.6）の鳥取県や65.8（前年度67.3）の高知県では、人口一人当たりの自主財源の歳入構成比になると、鳥取県は19.3%（前年度18.0%）、高知県は19.0%（前年度18.4%）と、沖縄県より低い値を示すのである。沖縄県と数値の近かった鹿児島県では、人口一人当たり自主財源の指標が57.3（前年度58.3）で、歳入構成比は21.1%（前年度19.9%）となっている。これは沖縄県と同じように、金額ベースで全国=100に対する指標が沖縄県より高かった鳥取県、高知県の歳入構成比よりも上回っているのである。

人口一人当たり自主財源額の人口一人当たり歳入額に占める割合でみると、表2-1のように、沖縄県は財政力指数Eグループ中、最低ではなく、下位3位へと上がるのである。人口一人当たり歳入

総額が金額ベースでは大きいものの、人口一人当たり自主財源の同歳出総額に占める割合が低い県（鳥取県、高知県）と比較して、沖縄県は人口一人当たり自主財源は金額ベースでは最低であるものの、その自主財源の一人当たり金額が同歳出総額に占める割合は20.1%と、ごく限られた範囲での話ではあるが最低ではないのである。これはかなり微小な現象についての考察であるため、ここから大きな発見がもたらされるわけではない。けれども、ここから新たな考察の糸口を導き出せるのである。一般に沖縄県については、人口一人当たり歳入額や人口一人当たり自主財源額が財政力指数Eグループ中、金額ベースでいずれも最低であり、国への財政依存度が極めて高いというレッテルが貼られ、それが独り歩きし、「財政力がきわめて低い」と財政的に絶望の淵の追いやられている感が強い。しかしここで考察される事実は、そのような沖縄県財政にこれまで貼られ続けてきたレッテルを貼りかえることさえありうるのである。それは、人口一人当たりの歳入額が最低であったとしても、人口一人当たり歳入額に占める人口一人当たり自主財源額の割合でみた場合、財政力指数Eグループの中で、沖縄県財政の置かれている立場は、相対的に上がるという事実である。

そこでこのような事実が生み出されてくる要因を考えてみたい。まず歳入面に限ってみると、後述のように、地方歳入の主要項目の中で沖縄県では人口一人当たり国庫支出金が財政力Eグループ中、最大である。しかしながら、人口一人当たり地方交付税は最小となっているのである。この人口一人当たり地方交付税の低さが、依存財源として他県との比較においても比重の高い、人口一人当たり国庫支出金の存在感を薄めるばかりか、結果として人口一人当たりの自主財源の割合も、前述のように他県との比較でごくわずかながら押し上げているといえるのである。従って、財政力指数Eグループという極めて狭い範囲の中での話であるが、沖縄県財政には人口一人当たりのベースでみた場合、相対的に「財政の独立」が、最下位の県などよりも、ややみられるという事実も導き

出せる。次に、このことを歳出面と合わせて考えてみると、沖縄県では効率的財政運営がなされているため基準財政需要額を低くすることができ、人口一人当たり地方交付税が財政力指数Eグループ内で最小であるという事実と符合する。

財政力を判断する場合、一般に、簡便な「財政力指数」や「人口一人当たり」でみて終えてしまうことが多いが、一つの指標のみで判断することは好ましいことではなく、地方財政の分析にあたっては、ここで示されたように、さまざまな側面からの考察が必要とされるという証左である。そうすることにより、各地方財政に内在しているさまざまな事実が浮き彫りにされるのである。

「量出制入」の原則によるべきとされる財政について、沖縄県は「出る」局面において、人口一人あたり金額ベースで効率的に公共サービスができるように運営されてきている。そして、それが「入る」局面で「財政の独立」を判断する財政指標の一つである自主財源について、人口一人当たり自主財源の人口一人当たり歳入総額に占める割合を、財政力指数Eグループ内で相対的に若干高めるといえる結果をもたらしているといえるのである。

2.5 人口一人当たり自主財源の年度比較

『国と沖縄県の財政関係』では年度比較のような時系列分析をしない方針で執筆していたが、本稿では試行的に、財政力指数Eグループの人口一人当たり自主財源等の年度別動向を概観しておきたい。

表2-2は、人口一人当たり自主財源等を2007（平成19）年度から2013（平成25）年度についてみたものである。全国を100とした指標で人口一人当たり歳入総額をみてみると、各県、年度による極端な変動はないとみてよい。ただし2008（平成20）年のリーマン・ショックの影響が2009（平成21）年度辺りから、じわじわと出ていることも読み取れる。別稿で述べるように、シャウブ勧告に基づき税源配分された附加価値税が実施をみないまま1954（昭和29）年度に廃止されてから、都道府県税の主要税目は都道府県民税と事業税となっている。都道府県民税は前年所得課税であること

表 2-2 人口一人当たり自主財源の状況の年度比較

	歳入総額							自主財源						
	全国=100							全国=100						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
岩手県	131.4	132.2	137.5	128.6	213.7	244.5	220.2	69.3	82.4	90.4	118.0	128.1	147.8	147.6
和歌山県	127.2	129.8	135.6	136.2	142.6	149.3	147.1	78.1	86.4	90.8	108.1	108.6	107.7	114.3
宮崎県	123.8	130.9	130.8	168.4	129.3	128.2	132.8	70.6	74.8	104.3	83.0	83.1	82.9	78.4
鹿児島県	121.0	117.7	122.8	121.3	118.0	121.0	121.2	55.8	55.9	57.8	56.8	55.5	58.3	57.3
長崎県	120.3	129.9	130.4	127.0	119.6	126.5	123.3	61.9	74.4	79.5	71.8	71.4	72.7	69.2
徳島県	160.2	155.4	155.3	158.5	157.3	159.2	162.2	94.7	96.1	104.2	103.5	102.2	112.5	107.8
沖縄県	109.2	111.5	112.3	116.1	121.6	121.9	122.4	54.0	54.8	57.4	56.2	55.3	57.3	55.4
秋田県	142.9	135.5	150.6	152.2	144.3	151.5	150.2	90.0	94.2	110.2	142.6	142.8	122.2	112.8
鳥取県	150.6	153.0	159.7	159.0	223.9	154.8	230.2	75.4	74.0	71.5	65.4	64.8	67.6	66.0
高知県	144.1	144.1	162.7	149.3	149.7	151.4	154.6	64.9	64.5	81.3	64.7	65.3	67.3	65.8
島根県	188.6	187.8	202.2	200.1	184.9	198.1	190.0	99.6	97.9	117.7	117.7	118.4	125.1	111.0
Eグループ	133.1	134.1	139.8	141.4	148.5	151.9	152.6	71.0	75.6	84.8	87.9	88.3	90.6	87.7
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	地方税													
	全国=100							歳入構成比 (単位: %)						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
岩手県	64.4	64.4	68.5	63.5	68.9	76.4	72.8	21.1	20.3	16.1	15.7	9.7	8.9	10.8
和歌山県	62.6	67.5	68.0	66.3	67.2	69.4	67.3	21.2	21.7	16.3	15.5	14.2	13.1	14.9
宮崎県	59.2	61.3	66.4	65.2	65.8	67.7	63.6	20.6	19.5	16.4	12.3	15.4	14.9	15.6
鹿児島県	58.0	57.4	62.5	63.6	62.5	65.2	62.0	20.7	20.3	16.5	16.7	16.0	15.2	16.7
長崎県	54.1	56.2	62.2	61.6	61.8	63.1	59.8	19.4	18.0	15.5	15.4	15.6	14.1	15.8
徳島県	70.8	69.5	73.9	76.4	75.0	81.1	78.4	19.0	18.6	15.4	15.3	14.4	14.4	15.7
沖縄県	50.4	52.1	56.9	57.1	55.9	58.0	55.1	19.9	19.5	16.4	15.6	13.9	13.5	14.7
秋田県	61.7	58.0	65.6	66.0	65.6	68.1	66.5	18.6	17.8	14.1	13.8	13.7	12.7	14.4
鳥取県	62.6	64.9	69.4	69.2	69.0	70.7	68.1	17.9	17.7	14.1	13.9	9.3	13.1	9.6
高知県	57.9	57.9	63.9	63.8	65.2	64.9	62.7	17.3	16.7	12.7	13.6	13.1	12.1	13.2
島根県	64.5	66.8	70.9	69.8	70.8	71.8	68.5	14.7	14.8	11.4	11.1	11.6	10.3	11.8
Eグループ	59.7	60.5	65.3	64.7	65.1	67.9	64.9	19.3	18.8	15.1	14.6	13.2	12.6	13.9
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	43.1	41.7	32.4	31.8	30.2	28.0	32.6

[出所]総務省編『都道府県決算状況調』各年版などから作成。

もあり、地方税の歳入構成比をみると、各県とも2009(平成21)年度から歳入構成比が低下している。沖縄県においても、前年度までほぼ20%の構成比が16.4%に低下し、2010(平成22)年度には15.6%というように、年度を追うごとに低下がみられる。ただ各県とも、全国を100とした指標でみると、

2009(平成21)年度以降に歳入構成比でみられるような大幅な変動はみられない。つまりリーマン・ショックの後、全国的に人口一人当たり地方税の歳入に占める構成比の低下傾向がみられることがわかる。

なお、全国を100とした人口一人当たり歳入総

額の指標で、2011（平成23）年度以降、岩手県の数値が2倍近く跳ね上がっている。これは東日本大震災という突発的事が影響しているためであり、こうして局地的な突発事項を除くと、全国を100とした指標からは各都道府県財政の収入構造についての相対的地位が固定化されている傾向が強いことがわかる。

2.6 財政の他力本願である依存財源の現状

依存財源については、『国と沖縄県の財政関係』の他章で各担当執筆者が詳しく論じることになるので、本稿では依存財源のうち、地方交付税、国庫補助・負担金（国庫支出金）、地方債について概観するとどめたい。

表3に示されているように、人口一人当たりの地方交付税は金額ベースで144,011円と、財政力指数Eグループの中で最低になっている。この詳細については『国と沖縄県の財政関係』の他章で述べられるはずであるが、規模の経済と関係があるとされる。沖縄県は離島が多く、非効率な財政運営を強いられるようにもみられるが、人口は沖縄本島の中南部に集中しており、そのため例えば学校教育費をみても、同地域では一校当たりで多人数を教育できるという規模の経済が働くなど、これらの地域では比較的、効率的な財政運営が達成

されている。そして、このことは、基準財政需要額を財政力指数Eグループの平均やそこに含まれる他県との比較で相対的に低く抑えられることができることを意味しており、硬貨の表裏一体の関係のように、歳入面においてもその影響がみられるといえる。このように、人口一人当たりの地方交付税を財政力指数Eグループの中で、金額ベースで最低にすることができているのである。なお、2013（平成25）年度決算での、沖縄県の人口一人当たり歳入総額に占める人口一人当たり地方交付税額の割合は、表3に示されているように、財政力指数Eグループの平均29.5%とほぼ同じ、29.3%となっている。

次に国庫補助・負担金（国庫支出金）であるが、表3にあるように、人口一人当たりの国庫支出金は金額ベースで岩手県の167,128円に次ぐ、166,575円でほぼ互角の数値となっている。これは沖縄振興計画による国庫補助金の傾斜配分や、安価な政府を唱えたアダム・スミス（Adam Smith）が国家の最低四任務の一つに掲げた国防にまつわる政策的観点から、このように支出されていると考えられる。地方交付税が規模の経済の観点から比較的低く抑えられていることはあいまって、県民一人当たり国庫支出金の県民一人当たり歳出総額に占める割合は33.9%と、全国平均の14.2%はもとより、

表3 人口一人当たり歳入に占める人口一人当たり依存財源の状況（平成25年度）

（単位：円、%）

	歳入総額		依存財源											
	総額/人口	全国=100	地方交付税			国庫支出金			地方債					
	総額/人口	全国=100	総額/人口	歳入構成比	全国=100									
岩手県	884,256	220.2	620,380	70.2	278.5	205,896	23.3	298.9	167,128	18.9	292.4	71,582	8.1	135.6
和歌山県	590,655	147.1	386,369	65.4	173.5	161,616	27.4	234.6	107,930	18.3	188.8	92,651	15.7	175.5
宮崎県	533,070	132.8	392,862	73.7	176.4	162,056	30.4	235.2	92,457	17.3	161.7	67,116	12.6	127.1
鹿児島県	486,594	121.2	384,133	78.9	172.5	159,056	32.7	230.9	99,810	20.5	174.6	73,834	15.2	139.8
長崎県	494,996	123.3	371,327	75.0	166.7	153,316	31.0	222.5	89,969	18.2	157.4	70,131	14.2	132.8
徳島県	651,240	162.2	458,494	70.4	205.8	192,492	29.6	279.4	91,985	14.1	160.9	73,763	11.3	139.7
沖縄県	491,666	122.4	392,668	79.9	176.3	144,011	29.3	209.0	166,575	33.9	291.4	42,968	8.7	81.4
秋田県	602,980	150.2	401,246	66.5	180.1	184,520	30.6	267.8	80,144	13.3	140.2	76,807	12.7	145.5
鳥取県	924,370	230.2	806,358	87.2	362.0	235,120	25.4	341.3	101,780	11.0	178.0	84,497	9.1	160.0
高知県	620,775	154.6	503,071	81.0	225.9	231,082	37.2	335.4	112,083	18.1	196.1	102,582	16.5	194.3
島根県	762,854	190.0	564,375	74.0	253.4	258,786	33.9	375.6	125,801	16.5	220.1	112,722	14.8	213.5
Eグループ	612,758	152.6	455,986	74.4	204.7	180,886	29.5	262.5	114,249	18.6	199.9	75,271	12.3	142.6
全国	401,536	100.0	222,738	55.5	100.0	68,896	17.2	100.0	57,167	14.2	100.0	52,796	13.1	100.0

【出所】総務省編『平成25年度都道府県決算状況調』、『平成25年度都道府県財政指数表』から作成。

（注）人口は平成26年1月1日現在住民基本台帳登録人口で示してある。

財政力指数Eグループ平均の18.6%をも凌駕していることがわかる¹¹⁾。

最後に地方債であるが、県民一人当たりの地方債は金額ベースで財政力指数Eグループの中で最低の42,968円になっている。これは、この中で最高の112,722円の島根県の半分にも満たない額である。そして、県民一人当たり歳入総額に占める県民一人当たり地方債の割合も、財政力指数Eグループの平均の12.3%よりも低い、8.7%と下位を争う数値になっている。こうした現象は、優遇措置といえる沖縄振興特別措置法との関係が指摘できる。同法に基づいて、公共事業などに高率の補助が適用されており、他府県におけるような、超過負担や裏負担のための地方債発行を抑制できると考えられるのである。

このように、主要な依存財源にも、沖縄県財政の特性が表れているのである。

3. 使途面からみた地方財源

3.1 一般財源と特定財源

地方団体の財源はその使い道の側面からの分類もあり、一般財源と特定財源に区分することができる。一般財源は、財源の使い道が特定されていないものであるのに対して、特定財源はその使途が特定目的に結びつけられているものである。『地方財政白書』における一般財源¹²⁾は、①地方税、②地方譲与税、③地方特例交付金、④地方交付税の合計額に、(7)都道府県については、⑤市町村から都道府県に交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、(イ)市町村については、⑥都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、⑦配当割交付金、⑧株式等譲渡所得割交付金、⑨地方消費税交付金、⑩ゴルフ場利用税交付金、⑪自動車取得税交付金、⑫軽油引取税交付金(政令指定都市のみ)を加算した額とされている。ただし、これらの交付金は、地方税の純計額では都道府県と市町村間の重複額として控除されるのである。また、決算統計ではこれとは別に、かなり細かい項目にわたって一般財源を区分している。そこで、

通常の財政分析をする場合には極めて煩雑なこともあり、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税を加算したものを一般財源とし、ここにその他の使途が指定されていない財源を加算したものを一般財源等としていることがある。このように、決算統計におけるように、厳密な意味での一般財源を峻別することは制度に長けている者以外には至難の業といつてよい。それでもこうした現行のわが国の地方税財政制度を前提とすると、対極な制度ともいえる米国の制度と比べると、上位政府による財政の意思決定の余地が極めて大きいという側面を有しているので、財源の使途が指定されていない一般財源の多寡は重要な意味を持つ。それは地方団体の経済的自主性を決定づけるものであり、概略的であっても一般財源と特定財源の状況を知ることが重要になる所以である。

2013(平成25)年度決算により、マクロ的に地方純計での歳入に占める各歳入項目の割合をみると、地方税35.0%(前年度34.5%)、地方交付税17.4%(前年度18.3%)、地方譲与税2.5%(前年度2.3%)、地方特例交付金0.1%(前年度同)で、一般財源は歳入総額の55.0%(前年度55.2%)となっている。そして依存財源は残りとなり、国庫支出金16.3%(前年度15.6%)、地方債12.2%(前年度12.4%)、分担金・負担金0.6%(前年度同)、使用料・手数料2.0%(前年度同)などとなっている。

3.2 人口一人当たり地方税と人口一人当たり地方交付税との全国的な相関

表4は『地方財政白書(平成27年版・平成25年度決算)』に示されている都道府県別の人口一人あたり換算の地方税、地方交付税、一般財源の状況である。ここに掲げられた数値は本稿表2、表3、表5の同一データと若干数値が異なっているが、それは人口データの違いによる¹³⁾。それでも数値の違いはそれほど大きくないので、ここではそれについては特に問題としない。

まず表4に基づいて、全国平均での一般財源を眺めてみたい。人口一人当たり地方税は28.8%(前年度28.0%)、人口一人当たり地方交付税が18.1%(前

表4 一般財源の人口一人当たり額の状況

(単位 円・%)

グループ	区分	地 方 税		地方交付税		一 般 財 源		
		人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	
A	該当なし	—	—	—	—	—	—	
B	B ₁	愛知県	116,749	42.6	8,890	3.2	142,436	52.0
		神奈川県	101,905	52.2	6,908	3.5	123,250	63.1
		千葉県	94,685	37.9	26,735	10.7	135,616	54.3
		埼玉県	87,514	41.0	25,849	12.1	127,741	59.9
		大阪府	101,621	33.6	32,037	10.6	150,719	49.8
		(平 均)	100,840	40.8	19,727	8.0	136,005	55.1
	B ₂	静岡県	102,696	35.6	40,885	14.2	159,993	55.4
		茨城県	100,045	28.2	63,235	17.8	179,561	50.6
		兵庫県	90,492	25.6	54,012	15.3	159,841	45.3
		福岡県	87,233	28.3	54,754	17.8	157,853	51.2
		栃木県	103,823	28.4	64,005	17.5	184,849	50.5
		群馬県	95,798	26.5	65,513	18.1	178,189	49.3
		広島県	92,800	30.3	64,930	21.2	174,522	57.0
		三重県	102,212	28.5	73,019	20.3	191,930	53.5
		京都府	88,283	25.4	67,262	19.3	171,878	49.4
		滋賀県	95,362	27.5	79,789	23.0	191,779	55.3
		宮城県	98,314	13.9	112,433	15.8	227,103	32.0
		(平 均)	94,892	26.3	63,152	17.5	174,288	48.3
C	岐阜県	91,499	25.3	81,065	22.5	189,490	52.5	
	岡山県	88,383	24.9	86,998	24.5	191,991	54.0	
	長野県	88,748	23.4	101,279	26.7	207,382	54.7	
	石川県	99,447	20.8	113,599	23.7	230,961	48.2	
	福島県	96,339	9.9	133,076	13.7	247,118	25.4	
	香川県	96,462	23.0	111,887	26.7	225,280	53.8	
	富山県	98,671	20.0	120,346	24.4	237,207	48.1	
	(平 均)	93,216	18.7	104,643	21.0	215,168	43.2	
D	山口県	91,385	19.6	120,816	26.0	229,473	49.3	
	新潟県	89,149	18.4	118,588	24.4	225,327	46.4	
	奈良県	74,373	22.2	105,314	31.5	194,183	58.1	
	愛媛県	81,857	19.1	117,536	27.5	216,360	50.6	
	北海道	87,270	19.9	124,633	28.4	229,582	52.3	
	山梨県	94,519	16.3	153,653	26.5	265,334	45.7	
	福井県	107,270	18.9	161,793	28.5	287,260	50.6	
	熊本県	73,064	16.7	118,667	27.1	207,710	47.4	
	大分県	78,943	16.2	144,889	29.8	241,223	49.6	
	山形県	79,464	15.5	157,289	30.6	254,915	49.6	
	青森県	87,704	16.4	165,531	31.0	270,120	50.5	
	佐賀県	83,266	16.1	169,969	32.8	269,998	52.1	
	岩手県	83,755	9.6	205,896	23.6	307,589	35.2	
(平 均)	85,155	17.3	136,279	27.7	238,613	48.6		
E	和歌山県	76,413	13.2	161,616	27.9	254,522	44.0	
	宮崎県	72,443	13.9	162,056	31.0	251,430	48.1	
	鹿児島県	71,047	14.9	159,056	33.4	246,980	51.8	
	長崎県	67,579	14.0	153,316	31.7	236,896	48.9	
	徳島県	88,790	13.9	192,492	30.2	298,484	46.8	
	沖縄県	63,322	13.1	144,011	29.8	221,555	45.9	
	秋田県	75,585	12.8	184,520	31.2	278,048	47.0	
	鳥取県	77,292	12.9	235,120	39.1	330,642	55.0	
	高知県	70,462	11.6	231,082	37.9	319,358	52.4	
	島根県	78,480	10.4	258,786	34.4	356,428	47.4	
(平 均)	72,753	13.2	177,802	32.3	267,348	48.5		
F	東京都	254,401	63.6	—	—	277,883	69.5	
	(171,138)	(54.0)	—	—	(194,621)	(61.5)		
総平均	東京都を含む	109,483	28.8	68,896	18.1	195,419	51.4	
	東京都を含まず	92,880	24.6	76,789	20.3	185,971	49.2	

(注) 1 グループの分類は次による。

グループ	A	B		C	D	E
		B ₁	B ₂			
財政力指数	1.0以上の団体	0.7～1.0の団体	0.5～0.7の団体	0.4～0.5の団体	0.3～0.4の団体	0.3未満の団体

- 2 (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金（以下「8 交付金」という。）として市町村に交付する額を除いたものである。
- (2) 東京都の地方税については、上記 8 交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。なお、() 内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記 8 交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。
- 3 人口 1 人当たり額は、住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成 26 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳に登録されている人口で除して得た額である。その 2 において同じ。

[出所] 総務省編『地方財政白書（平成 27 年版）』。

年度 19.3%) であり、この 2 項目で、人口一人当たり歳入総額の 5 割程度を占めていることがわかる。財政力指数の極めて高いとされる東京都では人口一人当たり地方税が 63.6%（前年度 61.4%）、人口一人当たり地方交付税は不交付であり、人口一人当たり一般財源は 7 割弱に達し、2013（平成 25）年度に財政力指数が 0.87 と 1 を割ったものの、財政力的には別格扱いといってよい。

続いて、沖縄県が含まれる財政力指数 E グループと両極をなすといえる、財政力が比較高いとされる、財政力指数 B₁ グループをみると、愛知県は人口一人当たり地方税 42.6%（前年度 40.6%）、人口一人当たり地方交付税が 3.2%（前年度 2.9%）で、一般財源が歳入総額の 5 割弱、神奈川県は人口一人当たり地方税が 52.2%（前年度 49.6%）、人口一人当たり地方交付税が 3.5 %（前年度 4.9%）で一般財源が歳入総額の 6 割強、千葉県は人口一人当たり地方税が 37.9%（前年度 36.7%）、人口一人当たり地方交付税が 10.7%（前年度 11.9%）で、一般財源が歳入総額の 5 割強、埼玉県は人口一人当たり地方税が 41.0%（前年度 40.7%）、人口一人当たり地方交付税が 12.1%（前年度 13.3%）で一般財源が歳入総額の 6 割弱、そして大阪府は人口一人当たり地方税が 33.6%（前年度 32.5%）、人口一人当たり地方交付税が 10.6%（前年度 8.6%）で、一般財源が歳入総額の

5 割強となっている。このように、財政力指数 B₁ グループでは人口一人当たり地方税の割合が 40%程度と、全国平均の 28.8%（前年度 28.1%）との比較でみても、相対的に高く、そのため人口一人当たり地方交付税は 10%前後である傾向が読み取れる。

これに対して財政力指数 E グループをみると、沖縄県は人口一人当たり地方税が 13.1%（前年度 13.5%）、人口一人当たり地方交付税が 29.8%（前年度 32.7%）で、人口一人当たり一般財源が歳入総額の 4 割弱である。これを、財政力指数 B₁ グループと比較すると、一般財源の中で、人口一人当たり歳入総額に占める人口一人当たり地方税と人口一人当たり歳入総額に占める人口一人当たり地方交付税のおおよその比率が逆転していることが概観される。地方税の割合が減ることは財政の自力本願を弱体化させることを意味し問題視する見解もある。しかし、地方交付税は中央・地方政府の税源配分上の手法であり、それが直ちに地方自治の存立にかかわる問題とはならないとする恒松教授のような見解をとれば、この逆転はあまり意味を持たないともいえる。むしろ、見方によっては、経済的自立性を決定づけるとされる一般財源の確保に寄与しているとさえいうこともできよう。いずれにしても、財政力の相対的に高いとされる地域と、低いとされる地域では、地方交付税制度の

表5 人口一人当たり歳入に占める人口一人当たり一般財源の状況（平成25年度）

（単位：円、％）

	一般財源			地方税			地方交付税		
	総額／人口	歳入構成比	全国=100	総額／人口	歳入構成比	全国=100	総額／人口	歳入構成比	全国=100
岩手県	270,643	39.6	144.2	95,255	10.8	72.8	205,896	23.3	298.9
和歌山県	251,514	49.7	134.0	88,131	14.9	67.3	161,616	27.4	234.6
宮崎県	250,671	54.2	133.5	83,212	15.6	63.6	162,056	30.4	235.2
鹿児島県	244,090	58.0	130.0	81,178	16.7	62.0	159,056	32.7	230.9
長崎県	235,941	55.4	125.7	78,290	15.8	59.8	153,316	31.0	222.5
徳島県	293,656	52.9	156.4	102,545	15.7	78.4	192,492	29.6	279.4
沖縄県	226,447	51.3	120.6	72,152	14.7	55.1	144,011	29.3	209.0
秋田県	273,420	53.1	145.7	87,046	14.4	66.5	184,520	30.6	267.8
鳥取県	320,457	62.2	170.7	89,114	14.5	68.1	235,120	38.4	341.3
高知県	315,533	59.9	168.1	82,050	13.2	62.7	231,082	37.2	335.4
島根県	350,824	53.4	186.9	89,679	11.8	68.5	258,786	33.9	375.6
Eグループ	265,708	52.2	141.6	84,944	14.2	64.9	180,886	30.3	262.5
全国	187,708	58.2	100.0	130,874	32.6	100.0	68,896	17.2	100.0

〔出所〕総務省編『平成25年度都道府県決算状況調』、『平成25年度都道府県財政指数表』から作成。

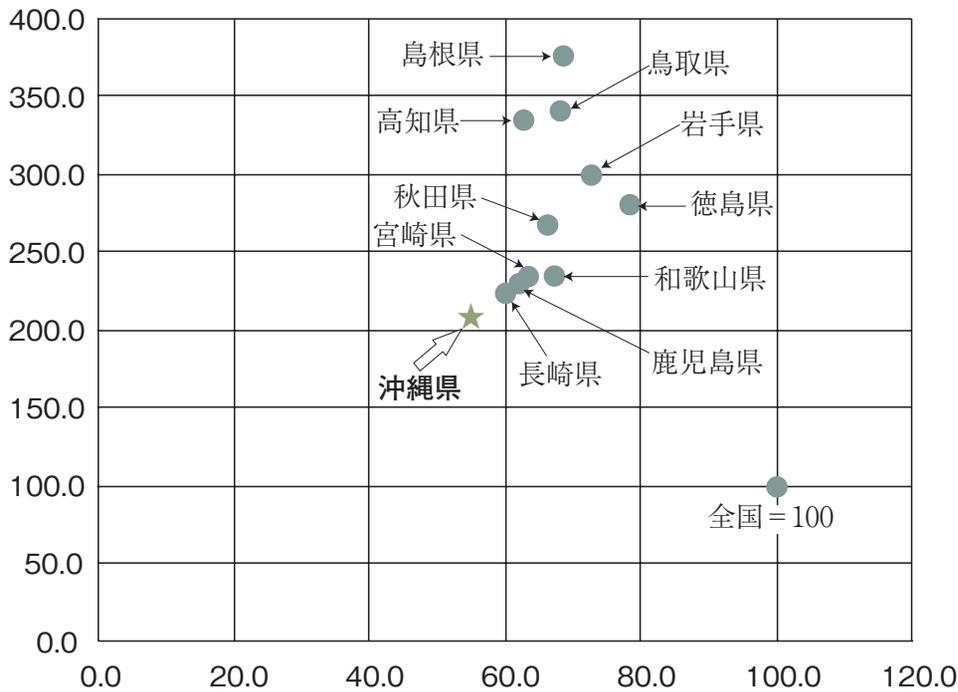


図1 財政力指数Eグループ県の地方税と地方交付税の関係

〔出所〕表5に基づき作成。

趣旨から当然の帰結といえるが、一般財源の主要項目中、地方税と地方交付税の立場が逆になっている。

さらに、財政力指数Eグループのその他の県をみると、和歌山県は人口一人当たり地方税が13.2%（前年度13.1%）、人口一人当たり地方交付税が27.9%（前年度29.4%）で、人口一人当たり一般財源が人口一人当たり歳入総額の4割強、宮崎県は人口一人当たり地方税が13.9%（前年度14.9%）、人口一人当たり地方交付税が31.0%（前年度34.3%）で、人口一人当たり一般財源が歳入総額の5割弱、鹿児島県は人口一人当たり地方税が14.9%（前年度15.2%）、人口一人当たり地方交付税が33.4%（前年度35.9%）であり、人口一人当たり一般財源が歳入総額の5割超、長崎県は人口一人当たり地方税が14.0%（前年度14.1%）、人口一人当たり地方交付税が31.7%（前年度33.1%）であり、人口一人当たり一般財源が歳入総額の5割弱、徳島県は人口一人当たり地方税が13.9%（前年度14.4%）、人口一人当たり地方交付税が30.2%（前年度32.5%）であり、人口一人当たり一般財源が歳入総額の5割弱、秋田県は人口一人当たり地方税が12.8%（前年度12.7%）、人口一人当たり地方交付税が31.2%（前年度33.1%）であり、人口一人当たり一般財源が歳入総額の5割弱、鳥取県は人口一人当たり地方税が12.9%（前年度同）、人口一人当たり地方交付税が39.1%（前年度40.0%）であり、人口一人当たり一般財源が歳入総額の5割強、高知県は人口一人当たり地方税が11.6%（前年度12.1%）、人口一人当たり地方交付税が37.9%（前年度40.8%）であり、人口一人当たり一般財源が歳入総額の5割強、そして島根県は人口一人当たり地方税が10.4%（前年度10.3%）、人口一人当たり地方交付税が34.4%（前年度34.8%）であり、人口一人当たり一般財源が歳入総額の5割弱となっている¹⁴。2013（平成25）年度の財政力指数Eグループ10県の平均で、人口一人当たり地方税が13.2%（前年度11県で12.6%、平成25年度10県で13.3%）、人口一人当たり地方交付税が32.2%（前年度11県で32.9%、平成25年度10県で34.7%）であり、人口一人当たり歳入総額に占める人口一人当たり

一般財源の割合は48.5%（前年度48.1%）となっている。つまり、財政力指数Eグループでは、人口一人当たり地方税が相対的に低いものの、人口一人当たり地方交付税が相対的に高くなっているのである。

最後に、その他の財政力指数別グループで歳入総額に占める人口一人当たり一般財源の割合をみると、B₂グループが48.3%（前年度47.6%）、Cグループが43.2%（前年度44.9%）、Dグループが48.6%（前年度50.7%）、そしてFの東京都は69.5%（前年度67.0%）となっている。このように、財政力指数と人口一人当たり一般財源の人口一人当たり歳入総額に占める割合との間に強い相関関係は見出せないのである。

3.3 人口一人当たり最少の地方税と最少の地方交付税の沖縄県

表5で全国=100でみた指標をみると、前述のとおり、制度的に地方税の数値が小さいところに、地方交付税を配分するようにされ、人口一人当たり歳入に占める人口一人あたり一般財源の割合に、各都道府県で極端な差がもたらされていないことが確認できる。財政力指数Eグループ平均では、人口一人当たり地方税の指標が64.9（前年度67.9）に対して、人口一人当たり地方交付税の指標が262.5（前年度260.8）となっており、これにより人口一人当たり一般財源の指標が141.6（前年度同）になっていることがわかる。

続いて財政力指数Eグループの中で沖縄県の指標をみると、人口一人当たり一般財源の人口一人当たり歳入総額に占める割合は、全国=100に対して120.6（前年度同）であり、表5で明らかのように、財政力指数Eグループの中で最も低い。また人口一人当たり地方税は全国=100に対して55.1（前年度58.0）でこれまたグループ内で最も低くなっている。全国平均からみた傾向では、このような場合、人口一人当たり地方交付税が手厚く交付されることとなるのであるが、沖縄県の地方交付税は全国=100に対して209.0（前年度213.2）であり、全国的傾向とは逆どころか、財政力指数

Eグループの中で最も低くなっている。このことが、これまでほとんど気づかれることのなかった、沖縄県財政に内在する一つの大きな特性である。沖縄県は一般財源の主力である人口一人当たり地方税も人口一人当たり地方交付税も、財政力指数Eグループの中で共に最低なのである。

財政力指数Eグループの中で沖縄県とは逆に、人口一人当たり歳入総額に占める人口一人当たり一般財源が高いのは全国=100に対して、島根県は186.9（前年度同）、鳥取県は170.7（前年度同）であることが、表5からわかる。これら2県は人口一人当たり地方税がグループ内で最高ではないものの、全国=100の指標でみたとき、グループ内平均の64.9（前年度67.9）よりやや高く、それぞれ68.5（前年度71.8）、68.1（前年度70.7）である。そして人口一人当たり地方交付税は全国=100に対して、島根県は375.6（前年度377.4）と最も高く、鳥取県は341.3（前年度336.0）でそれに続いている。これらの県は人口減少に歯止めがかからない県であり、地域経済の振興もなかなか難しい問題を抱えている。そのため財源調整としての地方交付税が手厚く交付され、全国平均の4倍弱の数値を示していることがその要因の一つにあたる。

図1は、本稿で述べている沖縄県財政の特性を視覚的に明らかにするために、人口一人当たり地方税と人口一人当たり地方交付税の関係を示したものである。図1にみられるように、沖縄県は人口一人当たり歳入に占める人口一人当たり地方税の割合が低いにもかかわらず人口一人当たり地方交付税も低くなっている。沖縄県と同じような傾向を示しているのが、長崎県や鹿児島県であるが、これらの県の数値と比較しても、沖縄県の数値はやや離れていることがわかる。わが国の地方財政制度は分権化が強いアメリカなどとの比較で画一的である傾向が強いとされるが、このような観点に立った時、わずかな違いが大きな意味を持つとみてよい。沖縄県財政が図1のように、財政力指数Eグループに属する他県とややずれていることは、歳入面においても、効率的財政運営が歳出との裏腹の関係があるとみられる。図1には示しえ

ないが、人口一人当たり国庫支出金が表3でみたように、沖縄県は金額ベース、割合ベースで財政力指数Eグループの中で最高であることが、図1のような状況を生み出す影響をもたらしていることは主要な理由の一つである。それはこれまで多くの論者が繰り返し指摘してきている点である。これとともに、規模の経済が実現できている沖縄県財政では、基準財政需要額を低く抑えられることにより、人口一人当たり地方交付税が財政力指数Eグループ最低でも財政運営をできることが、歳入面についても図1のような状況をもたらす主要な理由の一つなのである。

こうして、歳出面で極めて効率的な財政運営を行いうる沖縄県財政においては、歳入面においても人口一人当たり地方交付税を低く抑えられるという特異な性質を見いだせ、それが財政の独立にも幾分か寄与しているといえるのである。

※本稿は元来、『国と沖縄県の財政関係』（清文社、平成28年）の「第4章 沖縄県の歳入構造」のために執筆したものである。しかし最終調整段階で、全く別稿に置き換えることとなったため、本紀要に若干の修正を加えて寄稿するものである。なお、続く「第5章 沖縄県財政と県税収入」も同じ措置をとったため、元来の原稿を続いて刊行される『社会志林』に掲載する予定である。

参考文献

- [1] 池宮城秀正『琉球政府における公共部門の経済活動』同文館、平成21（2009）年。
- [2] 荻田 保『新地方財政』良書普及会、昭和43（1968）年。
- [3] 佐藤 進『地方財政総論（改訂版）』税務経理協会、平成5（1993）年。
- [4] 柴田 護『地方財政のしくみと運営 [新版]』良書普及会、昭和54（1979）年。
- [5] 神野直彦・小西砂千夫『日本の地方財政』有斐閣、平成26（2014）年。
- [6] 総務省編『地方財政白書』各年版。
- [7] 総務省編『都道府県決算状況調』各年度版。
- [8] 恒松制治『地方財政論』良書普及会、昭和48（1978）年。
- [9] 宮島 洋『分権のコスト——税財源の分権化——』地方自治総合研究所、平成6（1994）年。
- [10] GRUBER, Jonathan, "Public Finance and Public Policy (3rd ed)," Worth Publisher, 2011.

[11] Oates,Wallance E., “*Fiscal Federalism*,” Harcourt, 1972.

(米原淳七郎・岸昌三・長峯純一訳『オーツ地方分権の財政理論』第一法規、平成9 [1997] 年。)

[12] ROSEN, Havey S. & Ted GAYER, “*Public Finance* (9th ed),” McGraw-Hill/Irwin, 2010.

注

1. ドイツ正統派財政学の影響を色濃く受けた井藤半彌教授は、当初経費論を財政学の射程外におかれていたが、時代の変遷とともに、経費論を取り入れてきている傾向がみられる。また、時子山常三郎『財政学』（文真社、昭和41 [1966] 年）によると、ワグナーのイギリス版とされたバステブルは経費を重視して、経費が財政の基本部分の一つを形成するとしていたことを述べている。
2. 学部時代の指導教官である池宮城秀正教授は、沖縄財政論を扱った論文はミクロ的観点からの考察に拘泥しているものが多く、マクロ的観点からの考察にも及ぶべきであることを当時から指摘されていた。
3. 財政力指数とは地方交付税算定の際に求められる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値である。この値で財政状況のすべてが語れるというものではないが、この値が高いほど財政に余裕があり、低いほどその余裕がないと概観できる。また、日の目をみることはなかったが1995(平成7)年に『国と沖縄県の財政関係』の執筆が当初企図とされた際には、『低開発地域財政論』という仮題で、その執筆が検討された。しかし「低開発」という定義を巡り、問題を含んでいた。
 なお、2013(平成25)年度時点での財政力指数Eグループは本文に掲げた11県から、岩手県がDグループに移動し10県となっている。しかし、本稿を含む『国と沖縄県の財政関係』の原稿・データは2014(平成26)年10月までに書かれており、それらは2012(平成24)年度決算データに立脚していた。本稿では、データは最新の2013(平成25)年度決算に基づくことにしたが、このように財政力指数は年度によってやや変動することもあるものの、財政力指数Eグループの範囲は本文の当初執筆時点の岩手県を含めた11県のままとした。
4. とりわけ第2次世界大戦後、経済学界で偉大な足跡を残した Paul A. Samuelson の表記をめぐってはその著『サムエルソン経済学』の翻訳者の都留重人教授が同翻訳書で「サムエルソン」が正しいとされている。ところがマスグレイブに師事した佐藤隆三教授がサムエルソン本人に確認したところ、「サミュエルソン」が原語に近いとされたことから、ここでは「サミュエルソン」と表記する。
5. いわゆるティブー (Charles M. Tiebout) の「足による投票 (voting with the feet)」はこの考え方に立脚し

ている。なお、ティブー本人によるこの理論の展開がみられないのは、彼は1968(昭和43)年に43歳という若さで死亡したためである。

6. 「財政の独立」とは、団体自治、住民自治、名誉職による行政とともに、地方自治を構成する4要素の一つとして井藤半彌教授があげられているものである。
7. 喜多登教授がこうした用い方をしている。また、その博士論文である『地域と財政』（白桃書房、昭和47 [1972] 年）では、地方自治の理念から自らの財源で行政を行うという点からみたとき、その根幹となる収入は地方税であるとし、地方税を主体財源と表現するとしている。
8. 地方税については、続稿「沖縄県財政と県税収入」で詳細に論じることになる。
9. 東京都島嶼部の御蔵島村では、戦前、村有林の柘植材を本土に販売した財産収入で村の財政を賄え、租税を賦課する必要はなかったという。詳しくは、拙稿「御蔵島村の財政」『商学研究科紀要 (第35号)』早稲田大学大学院商学研究科、平成4(1992)年を参照。
10. 平成初期に、地方分権が叫ばれた際に、アメリカの地方自治のようなかなり極端な地方分権を想定した論者も多かった。けれども宮島洋教授も指摘されるように、わが国の実態を顧みした場合、アメリカとは異なり、隣の市町村ないし都道府県との比較にまず走る傾向が強く、そのような意味で地方分権の程度に差がみられる。
11. このような観点からの防衛財政についての研究が、今後より深められる必要があるといえ、沖縄県にあってはそれと地域振興の問題を現実的に考えていく必要があると思われる。
12. 『地方財政白書』には、一般財源に加えて、一般財源と同様に、財源の用途が指定されていないもの(目的が指定されていない寄附金、売却目的が具体的事業に特定されない財産収入、臨時財政対策債など)を含めて「一般財源等」とよぶことが定義されている。地方歳入の正確な意味での一般財源はここで定義されている一般財源等であろう。なお、大竹山龍男監修『地方公共団体の予算編成』（ぎょうせい、昭和56年）によると、1977(昭和52)年度当時は、決算統計では①地方税、②地方譲与税、③娯楽施設利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、④交通安全対策特別交付金、⑤国有提供施設等所在市町村助成交付金、⑥地方交付税、⑦国庫支出金および県支出金のうち指定事業に係る高率補助分および非定例的な国庫補助負担金の過年度精算分、⑧使用料・手数料のうち水利権その他無体財産権の使用に関するもの及び収入がこれを充てるべき経費を超過する部分、⑨寄附金のうち特定の寄付目的を有しないもの又は総称的(非具体的)な経費の財源となるもの、⑩財産の運用による収入および財産売払代金のうち代替財産の取得費に充てられるもの以外の収入及び特定の具体的事業に充てること

を目的としない収入、⑪繰越金のうちその用途が抽象的又は総称的な経費を対象とするもの、⑫諸収入のうちこれを充てるべき対象経費の額を超える部分および用途の特定されないもの、⑬繰越金のうち事業繰越等特定の経費の財源に見合って繰り越されたもの以外のいわゆる純剰余金、⑭地方債のうち歳入欠陥補填のために発行されるもの及び市町村民税臨時減税補填債、⑮その他特定財源のうちその充当すべき経費を超える部分、を一般財源としているとある。このように字句どおり正確な意味での一般財源を求めることは微に入り細をうがつ数値調整が求められる。

13. 本稿では『国と沖縄県の財政関係』他章との連動により、人口には年度内現在の住民基本台帳登録人口を使用している。
14. なお、2013（平成 25）年度は財政力指数 D グループに分類される岩手県では、人口一人当たり地方税が 9.6%（前年度 8.9%）と 10% を切り、人口一人当たり地方交付税が 23.6%（前年度 26.6%）であり、人口一人当たり一般財源が歳入総額の 4 割弱となっている。2013（平成 25）年度の財政力指数 E グループと一般財源について傾向的には大差なしともみられるが、2011（平成 23）年度以降、人口一人当たり地方税の歳入構成比がほぼ半減していることなど、東日本大震災による影響を十分加味する必要がある。